

兵庫県弁護士会館リノベーションに係る
設計監理業務プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務の名称

兵庫県弁護士会館リノベーション（兵庫県弁護士会本館・別館の全面改修及び倉庫の建替えをいう。）に係る設計監理業務

(2) 業務の内容

兵庫県弁護士会館リノベーションに関する基本設計・実施設計、工事予定額の算定、施工監理業務（建築のほか、設備・外構等を含む）、建築確認及び各種申請、施工業者選定の助言

(3) 履行期間

2026年8月から2027年12月（予定）

2 方針とコンセプト

以下に示す事項を、プロポーザルに求める基本的な建築方針とします。

- (1) 機能性の高い執務スペースを確保し、事務局職員と会員との協働による円滑な会務運営が可能となる会館とします。
- (2) 委員会、研修、シンポジウム、法律相談、ADR等、様々な活動・用途に対応可能な、柔軟性の高い会館とします。
- (3) IT設備等について、長期的利用を前提とし、設備の更新・拡張が容易となるよう配慮した会館とします。
- (4) 地震、風水害等の自然災害リスクに十分に配慮した会館とします。
- (5) 地球環境、ライフサイクルコストの低減に配慮した会館とします。
- (6) 人権擁護、社会正義の実現を使命とする兵庫県弁護士会の活動拠点とします。
- (7) 法律相談等の弁護士会の提供する司法サービスについて、市民がアクセスしやすく、社会的弱者に配慮した会館とします。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件全てに該当する者とし
ます。

(1) 参加者の資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者で所属一級建築士が2名以上であること。
- ② 対象となる設計監理業務に関し、国の諸法令により必要とされている資格を有すること。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）のいずれかに基づく手続開始の申立中、または手続中ではないこと。
- ④ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ⑤ 地方公共団体における暴力団等排除条例による入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 2016年1月以降に完成した延床面積500㎡以上の建築物新築工事1件以上の設計監理実績を有すること。
- ⑦ 設計監理者に選定された場合、提案提出時の統括責任者または意匠担当主任技術者が当該建物の設計を担当でき、かつ、2026年12月までに当該建物の設計完了が可能な体制にあること。

(2) 参加不適格者

- ① 本プロポーザルの審査委員
- ② 本プロポーザルの審査委員自らが役員・顧問として関係する営利法人その

他の営利組織及び当該組織に所属する者

(3) 参加を希望の方はメールにて連絡して下さい。受付をした場合は返信いたします。

なお、後記「4 参加に必要な書類」記載の各書類は、「5 提案書等の提出(3)」記載の提出期限までに提出いただければ結構です。

4 参加に必要な書類

(1) 提案書

- ・ A4版縦使い2枚以内
- ・ 本要項の「2 方針とコンセプト」及び「9 与条件」に基づき、「兵庫県弁護士会館リノベーションの設計についての提案」をテーマに、簡潔に提案書を作成して下さい。
- ・ 予想されるイニシャルコスト（外構費を含む）、年間ランニングコストを算出して下さい。

(2) イラスト程度の説明図（平面図、立面図等。パース図面可。）

- ・ A3版2枚以内、着色可

(3) 経歴等に関する書類

- ・ 建築士事務所の名称と所在地、電話番号、メールアドレス
- ・ 一級建築士事務所の登録番号と管理建築士の氏名及び建築士免許証等の写し
- ・ 建築士事務所の過去10年の主な業務実績、取組み（今回の案件に最も類似する物件1点の内外写真各1点・図面を添付し、概要・特徴を記述して下さい。主要業務実績が他の建築士事務所での実績の場合は、その事務所名と業務における技術者としての立場を明記して下さい。）

注) 以下、上記(1)乃至(3)を併せて「提案書等」と記載します。

5 提案書等の提出

(1) 提出場所

兵庫県弁護士会事務局

(2) 提出の方法

持参または郵送

(3) 提出期限

2026年7月31日（金） 午後5時必着

(4) 提出部数

提案書等の印刷物 3部

上記提案書等のPDFデータを記録したCD/DVDディスク 1枚

(5) 提出資料は左斜め上部をホッチキス留めして下さい。

(6) 提出後の資料の追加、訂正は認めません。

6 提案にかかる留意事項

(1) 本プロポーザルは、設計監理者を選定するために必要な提案を求めるものであり、詳細な提案を求めるものではありません。

したがって、通常の基本設計あるいは実施設計に伴う図面、模型等は必要ありません。

(2) 兵庫県弁護士会は、設計監理者選定後、選定された設計監理者の提出案に拘束されないものとします。

(3) 提案は1つの建築士事務所につき1案とします。

7 主催者、事務局

(1) 主催者

兵庫県弁護士会

(2) 事務局

兵庫県弁護士会事務局 電 話 078-341-7061

F A X 078-351-6651

E mail bengoshikaikan-renovation@hyogoben.or.jp

所在地 〒650-0016

兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3

担 当 西原

8 審査委員会の概要

選定にかかる審査は、以下の審査委員により組織した審査委員会が行います。

実務経験者委員：2名（一級建築士等）

弁護士委員：数名（兵庫県弁護士会担当副会長、同会担当委員会委員）

9 与条件

(1) 現状の敷地及び建物

① 敷地

所在：神戸市中央区橘通一丁目

地番：2番 地目：宅地 地積：1461.12㎡

昭和53年4月1日売買により神戸市から取得

準住居地域、建蔽率60%、容積率300%

② 本館建物

鉄筋コンクリート造地上4階建一部鉄骨造

延床面積：1783.54㎡

昭和54年6月6日着工・昭和55年6月30日完成

③ 別館建物

軽量鉄骨造スレート葺2階建

建築面積：93.99㎡ 延床面積：185.50㎡

平成30年4月着工・平成30年7月完成

④ 倉庫

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積：54.65㎡

(2) 想定しているリノベーション

① 敷地は移転しない。

② 本館について、基礎及び躯体を維持し、改修を行う。

本館の外観テクスチャーは残し、外壁は補修のうえ維持する。

本館のリノベーション後の所要室等の条件は、別紙のとおり。

各階について、バリアフリー対応、各室空気調和、断熱配慮を要する。

③ 本館の躯体の構造調査及び耐震改修を要する。

④ 倉庫については取り壊す。

⑤ 別館については、改修し、維持する。

(3) リノベーション工事費

6億円（消費税込み。建物に付着する設備、外構工事を含む。什器備品を除く。）

(4) 設計期間

2026年12月末までに実施設計を終え、2027年3月末までに業者選定のうえ、工事契約完了

(5) 建設工期

2027年4月着工、2027年12月末竣工

10 内覧会

(1) 対象者

3(3)の参加を申し込み、兵庫県弁護士会が受け付けた者

(2) 日時

2026年7月10日及び同月21日

(3) その他

1次審査の段階では、内覧会以外の質疑応答は行いません。

2次審査の段階において、質疑応答の機会を設ける予定です。

11 審査及び結果の通知

(1) 1次審査

審査委員会において、提出書類に基づき1次審査通過者を選定します。

1次審査通過者には、2026年8月7日午前中に電話及びメールにて連絡をし、ホームページに掲載いたします。

1次審査通過者以外への審査結果の通知については、1次審査の発表をもって代えさせていただきます。

(2) 2次審査

・ 事前提出資料

審査委員会において実施する後記のプレゼンテーション・ヒアリングの1週間前までに、①具体的な考察及び提案に基づく着色パースを提出して

下さい。提案書等に着色パースが含まれている場合は重ねての提出は不要です。②目安として、設計、監理料を明示する書面を提出して下さい。様式は自由とします。

事前提出資料は、兵庫県弁護士会会員に公開し、会員アンケートの際の資料とします。

- プレゼンテーション

プレゼンテーションは、別途通知する日時に兵庫県弁護士会会員公開で実施します。

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、プロジェクターを使用する場合は予め事務局に届け出て下さい。プロジェクター、スクリーンは兵庫県弁護士会が用意します。接続機器（パソコン等）及びデータは持参下さい。なお、プロジェクターを使用する場合は、提出済みの資料と異なる新たな内容の提示はしないで下さい。

プレゼンテーション後に兵庫県弁護士会会員アンケートを実施し、その結果は2次審査の資料となります。

(3) 結果通知

2次審査通過者には、電話及びメールにて連絡をし、兵庫県弁護士会のホームページで公表します。

2次審査通過者以外への審査結果の通知については、2次審査通過者の発表をもって代えさせていただきます。

1.2 失格事項

応募者が次の各項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 審査委員や関係者に対し、提案への援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 提案者の作成要項及び提出方法、提出期限を遵守しない場合

- (3) その他、審査委員が不適格と認めた場合

1 3 参加報酬等

- (1) 2次審査通過者は、設計監理委託契約の交渉権を取得します。
- (2) 全参加者に対して、報酬・実費の支給等はありません。

1 4 設計等の委託

- (1) 契約締結の交渉

2次審査通過者と設計監理委託契約にかかる交渉を行うものとします。

- (2) 建築士事務所の業務

本要項の「1 業務の概要」のとおり。

- (3) 契約書作成の要否

要。

- (4) 設計監理委託契約

本要項の「1 業務の概要」の業務に対する委託料は、5000万円（建築確認申請手数料、完了検査申請手数料、消費税込み）を上限とし、兵庫県弁護士会所定の契約条項に基づいて締結します。

- (5) 兵庫県弁護士会館リノベーション工事の受注資格の喪失

本設計監理業務の受託者、本設計監理業務の受託者に対して業務委託その他の契約に基づき協力・助力を行った者、本設計監理業務の受託者と資本・人事面において関連があると認められる製造業及び建設業の企業は、リノベーション工事を請け負うことはできません。

1 5 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

- (1) 著作権及び意匠権

提出された提案書等にかかる著作権は、第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得て下さい。

第三者の著作物の使用に関する責任は使用した参加者に帰するものとします。

(2) 提出図書の使用

提出時点において、著作物を公開する権限は兵庫県弁護士会に帰属します。

提案書等は、選定作業等の本プロポーザルに関して必要な範囲において複製します。

兵庫県弁護士会は、入選作品を含めた応募作品を公開・展示することができるものとします。

16 その他、留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(2) 提出された提案書等は、返却しません。

以上

所要室等の条件

| 室名 | 内容 | 設置場所等 |
|-----------|---|--------------|
| エントランスホール | 採光等に配慮し明るいイメージとする。 | 本館1階 |
| 相談室 | 8室程度。事務局との導線を考慮する。 | 本館1階 |
| 事務局 | 職員約30名の執務スペース | 本館1階 |
| ホール（講堂） | 現状と同程度の規模。IT、WEB機能の充実。 空調機能に配慮要する。 | 本館4階 |
| 会議室 | 50㎡程度を3室、30㎡程度を3室（本館） 別館については現状と同程度。 IT、WEB機能の充実。 | 本館2、3階 別館 |
| 多目的室 | 面会交流、育児スペースとして使用することのできる和室スペース。 | |
| 役員室・応接室 | 現状よりも小規模なものとする。 | 本館2階 |
| 更衣・休憩室 | 職員用の更衣・休憩室。男女別とする。 | |
| エレベーター | 本館につき、車椅子及び介助者が乗降できる大きさを設置する。 | 本館 |
| WC | 男子WC、女子WCとし、各階に設置する。 | 本館各階 |
| 多目的WC | 本館の1階から3階に設置する。 | 本館1階～3階 |
| 図書室 | 現状の図書室の規模を大幅に縮小する。 | 本館 |
| 書庫 | 現状の倉庫と同様の機能の書庫（資料保管庫）を本館に設置する。 | 本館 |
| 駐車区画 | | 本館前敷地 |